



## 《会計・税務の知識》 マイナンバー制度の概要

### はじめに

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が、平成25年5月31日に成立し、日本に住民票を有するすべての人に、マイナンバーが付与されることになりました。

平成27年10月以降、番号の通知が開始され、平成28年1月以降に順次、記載が必要となります。

### 1. 導入の目的

政府が公表する、マイナンバー制度導入の目的は、大きく以下の3つとされています。

#### ①公平・公正な社会の実現

マイナンバーの導入により、国民の所得状況等が把握しやすくなり、現状の不公平があれば是正し、さらには本当に困っている方へのきめ細かな支援を可能とする。

#### ②行政の効率化

マイナンバー制度の導入後は、国や地方公共団体の間で情報連携が始まるため、これまで相当な時間がかかっていた情報の照合、転記等の時間が削減されるなど、手続きの効率化が期待される。

#### ③国民の利便性の向上

社会保障や税関係の申請時に必要な添付書類の削減など、国民の負担軽減を実現させる。

### 2. 個人番号について

#### (1) 対象

平成27年10月以降、住民票を有する人に、12桁のマイナンバーが通知されます。外国人についても住民票を有している場合は対象です。

#### (2) 用途

マイナンバーは、法律で定められた目的以外で利用することは出来ないことになっています。

個人情報の漏れや不正使用を防ぐなどの観点から、まずは平成28年1月より「社会保障」、「税」、「災害対策」の3分野に関する行政事務に、利用範囲が限定され、今後状況に応じて、例えば医療分野など、利用範囲の拡大が予定されています。

なお、個人のマイナンバーが利用される場面の例としては、以下のような場合が想定されます。

- ①児童手当の現況届の提出（市区町村へ提示）
- ②厚生年金の裁定請求（年金事務所へ提示）

- ③配当金又は保険金の受領時の、金融機関等への提示（法定調書作成）

- ④源泉徴収票作成時等の、勤務先への提示

#### (3) 個人番号カードの交付

マイナンバーは「通知カード」という形で郵送されてきますが、地方自治体に申請することで、ICチップ搭載の顔写真つきの「個人番号カード」を交付してもらうことが可能です。「個人番号カード」は、マイナンバーを提示する際の身分証明書として使用することが可能となります。

### 3. 民間事業者の必要な対応

平成28年1月より、民間事業者も従業員や報酬を支払う外部専門家との関係で、マイナンバーの取扱いがスタートすることになり、番号の取得や管理等について、対応が必要となります。

内閣府が公表する「マイナンバー導入チェックリスト」によれば、主に以下のような対応が必要となるものと考えられます。

- ①取扱い担当者を限定する（給与担当者など）。
- ②従業員等からマイナンバーを取得する際の利用目的を本人へ明示する。
- ③マイナンバー取得時の番号確認と身元確認を実施する。  
→顔写真の付いている「個人情報カード」あるいは「通知カード」と「運転免許証」などでの確認を行なう。
- ④マイナンバーが記載された書類は、鍵のかかる棚や引き出しに保管する。
- ⑤パソコンのウィルス対策ソフトを最新版に更新する等のセキュリティ対策を実施する。
- ⑥従業員の退職等でマイナンバーが不要となった場合は、書類を適切に廃棄し、パソコンのデータも削除する。

### 4. 結び

導入及び運用に当たっては、今後、様々な問題が生じることが予想されます。政府の公開する情報に留意し、適時に情報をアップデートしていく必要があるものと考えられます。（担当：折田）

（参考文献「誰もが知っておきたい マイナンバーの基礎知識」(株)TKC 出版 2015年4月16日）